

議案第66号関連資料

明石市立夜間休日応急診療所に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 明石市立夜間休日応急診療所
所在地 明石市大久保町八木743番地の33

2 指定管理者となる団体の概要

団体名	一般社団法人 明石市医師会
所在地	明石市大久保町八木743番地の33
設立	昭和22年11月26日(平成24年一般社団法人へ移行)
主な事業実績	昭和45年4月より 准看護学院(現准看護高等専修学校)の運営 平成7年9月より 訪問看護ステーションの運営 平成12年2月より 錦城在宅介護支援センターの運営 平成13年3月より 明石医療センターの運営(平成23年3月まで) 平成13年10月より 基幹型在宅介護支援センターの運営を受託 平成15年4月より 明石市立夜間休日急病センターの運営を受託 平成18年4月より 地域包括支援センターの運営を受託 平成18年9月より 明石市立夜間休日急病センターの指定管理者の指定を受ける 平成21年4月より 明石市立夜間休日応急診療所の指定管理者の指定を受ける

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者が行う業務

- (1) 夜間及び休日における急病患者に対する応急的な診療に関すること。
- (2) 施設の利用及びその制限に関すること。
- (3) 使用料等の徴収等に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口の運営に関すること。

5 その他

直面している課題(常勤医が定着しない、感染症流行時の混雑や長時間の診察待ちなど)を踏まえ、明石市医師会と連携し、医療の質並びに患者サービスのさらなる向上に取り組めます。